

豊橋市スタートアップ創出プログラム参加支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、スタートアップ創出プログラム参加支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、スタートアップ創出プログラムへ参加する者等に対し、その参加費の一部を予算の範囲内において補助することにより、本市での新規事業創出の促進を図り、もって地域に適したスタートアップエコシステムの形成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ創出プログラム 専門家との面談、経営に必要なノウハウや事業の構築方法等の習得、ビジネスプランの作成等を通じて、革新的な新規事業の創出を目指すプログラムをいう。
- (2) 市内中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等であって、豊橋市内に本店又は支店（個人にあつては住所及び事業所、団体にあつては事務所）を有するものをいう。
- (3) 市内学生等 豊橋市内の大学、短期大学、専門学校・専修学校、大学院、高等専門学校及び高等学校のいずれかに在学する者をいう。

(補助事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表の左欄に掲げる者とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同欄に掲げる者の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (2) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 公序良俗に反する者
- (5) 豊橋市税を滞納している者
- (6) その他市長が適当でないと認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他公共的団体から当該補助対象経費について別に助成措置を受けた場合は、当該補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、スタートアップ創出プログラムの参加者1人につき、15万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市スタートアップ創出プログラム参加支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）と別表の左欄に掲げる者の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる必要書類を添えて、スタートアップ創出プログラムを修了した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、豊橋市スタートアップ創出プログラム参加支援補助金交付決定・確定通知書（様式第2）によるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後にスタートアップ創出プログラムを修了した者について適用する。

別表（第4条、第6条関係）

補助事業者	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)	必要書類
(1) 豊橋市内に住所を有する者	スタートアップ創出プログラムに参加するために直接必要となる費用(受講料及びテキスト代をいう。以下この表において同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 豊橋市内に住所を有していることを証明する書類 (2) 費用の支払を証明する書類 (3) スタートアップ創出プログラムの概要が分かる書類 (4) スタートアップ創出プログラムにおいて作成した革新的な新規事業、アイデア等の内容が分かる書類 (5) 豊橋市税の滞納がないことを証明する書類 (6) 振込先口座が分かる書類 (7) その他市長が必要と認める書類
(2) 市内中小事業者等	従業員等(当該従業員等が(1)に掲げる補助対象者として補助金の交付の申請を行う場合を除く。)がスタートアップ創出プログラムに参加するために直接必要となる費用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業等概要書(様式第3) (2) 費用の支払を証明する書類 (3) スタートアップ創出プログラムの概要が分かる書類 (4) スタートアップ創出プログラムにおいて作成

		<p>した革新的な新規事業、アイデア等の内容が分かる書類</p> <p>(5) 豊橋市税の滞納がないことを証明する書類</p> <p>(6) 振込先口座が分かる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(3) 豊橋市外に住所を有する者であって次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 市内中小事業者等に勤務する者</p> <p>イ 市内学生等</p>	<p>スタートアップ創出プログラム(豊橋市内で開催されるものに限る。)に参加するために直接必要となる費用</p>	<p>(1) 社員証、学生証等の市内中小事業者等に勤務する者又は市内学生等であることを証明する書類</p> <p>(2) 費用の支払を証明する書類</p> <p>(3) スタートアップ創出プログラムの概要が分かる書類</p> <p>(4) スタートアップ創出プログラムにおいて作成した革新的な新規事業、アイデア等の内容が分かる書類</p> <p>(5) 振込先口座が分かる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

注 補助金の交付の対象となるスタートアップ創出プログラムの参加回数については、参加者1名につき当該年度1回までとする。